

農業農村整備事業工事工種積算体系の制定について

〔平成15年10月2日 設計第602号〕
農政部長から各支庁長あて

最終改正 令和2年(2020年)10月12日 事調第897号

このことについて、農業農村整備事業の工事工種体系を制定したので、適切に取扱ってください。

記

- 1 農業農村整備事業工事工種体系 別紙参照
- 2 適用時期
積算基準日が令和2年12月1日以降の工事に適用する。
- 3 閲覧方法
工事費の積算基準に関する図書と同じ場所（公示用設計図書閲覧室等）に備え置き、入札参加者等の閲覧に供するものとする。
なお、図書の紛失や持ち出し等を避けるため、各図書の表紙には「持ち出し厳禁」（朱書き）等の表示を行うこと。

（農村振興局事業調整課設計積算係）

農業農村整備事業

工事工種体系

平成15年11月
(令和2年12月一部改正)

北海道農政部

目 次

I. 工事工種の体系について

1. 工事工種の体系化とは
2. 工事工種体系の整備の考え方
3. 工事工種体系構成表について
4. 工事工種体系構成表の活用にあたって
5. 作業土工について
6. 作業残土処理について
7. 仮設物について

II. 工事工種体系化構成表

I. 工事工種の体系について

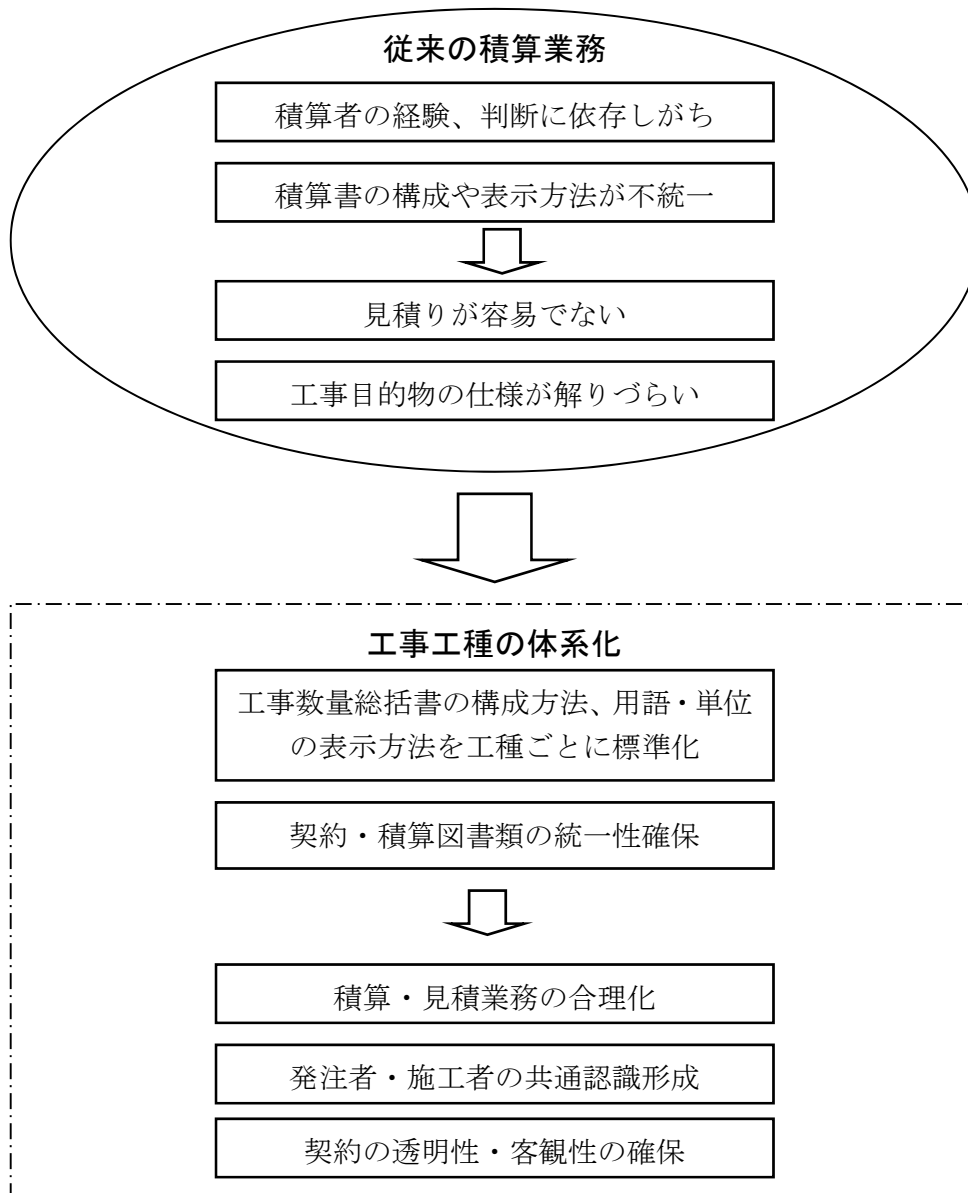
1. 工事工種の体系化とは

従来の積算体系のもとでは、積算者の経験や判断に基づき設計書が作成されており、積算書の構成が不統一であったり、また同一の工事目的物であっても発注部署や担当者により表示方法に差違があった。このような状況では受注者の見積りも容易ではなく、発注者と受注者間の契約内容の明確化、共通認識の形成等の見地からも望ましい姿とはいえない。

このような積算業務にかかわる現状の問題点を解消するため、積算書の構成や表示方法の標準化（工事工種の体系化）を行うこととした。

工事工種の体系化とは、「公共土木工事を請負工事に付する場合の工事内容について、階層的に工種を細分類していくことにより、工事の標準的な内容を規定するとともに、用語や契約にかかわる表示単位についても標準的に規定すること」と定義できる。

工事工種の体系化により、工事の構成内容を標準的に規定していくことで、従来経験的に行われてきた積算業務について、個々人の経験に裏打ちされた知識や判断にのみ依存することのない、“客観的な技術”として確立していこうとするものである。



2. 工事工種体系の整備の考え方

(1) 階層の定義

- ・視覚的にもわかりやすいツリー構成を意識し、階層（レベル）構造を統一する。
- ・階層数、各階層の内容を共通的に定義する。

[階層（レベル）の定義]

レベル	名称	内容	例
A	費目	請負工事費の構成費目。 工事費明細書の最上位階層で、工事費内訳表の計上費目に対応している。	直接工事費 事業損失防止費 準備費
B0	階層区分	B1 レベル以下の階層分けに使用するレベル。 複数路線等の積算において、必要に応じて追加できる。	直接工事費（第1号 農道）
B1	工種	一定の作業単位にまとめるための大項目。	土工 擁壁工 路盤工
B2	種別	一定の作業単位にまとめるための中項目。	掘削工 現場打擁壁工 車道路盤工
B3	細別	一定の作業単位にまとめるための小項目。	土砂掘削 現場打擁壁 凍上抑制層
C1	構成単価	B3 レベルの価格算定上の構成要素。 工事費明細書の最下位の階層となる。	基礎材設置 (単価歩掛構成内容)
	規格	C1 レベルの材料等の客観的な材質・規格・寸法ならびに 契約上明示する条件等。	路盤材種類、厚さ (凍上抑制層の場合)
C2 以下	内訳単価	C1 レベルの構成要素（単価）。	資材費、人件費等

(2) 用語の統一・標準化

- ・使用する用語（体系用語）を統一する。

(3) 工事目的物の細分化

- ・工事目的物ごとに必要かつ標準的な構成要素を配置する。
- ・契約対象となる工事目的物（単位の統一を含む）を明確にする。
- ・工事目的物に含まれる積算内容を明確にする。

(4) 工事工種体系構成表の作成

- ・階層数や階層定義、細分方法などの構成方法、用語名称や数量単位などの表示方法を工種ごとに標準化、規格化を行い、工事工種体系構成表を作成した。
- ・このようにして規定された工事工種体系構成表より、個々の積算者が積算上必要な項目を選択、抽出して積算書を作成する方法とする。

3. 工事工種体系構成表について

- (1) 細別欄、単位欄で“()”書きの項目は、契約数量とならない項目や数量である。
 単位欄のみが“()”書きの場合、項目名を明示し、数量は明示しない。(例：型枠、足場)
 細別欄が“()”書きの場合、項目名そのものを省略する。(例：床掘、簡易土留)
- (2) 工種種別・細別名称について
 わかりやすい体系とするため、原則として、B1レベル～B2レベルでは語尾に“工”または“費”を付け、B3レベルでは“工”または“費”を付けない。
- (3) 単価構成内容について
- ① “〇〇費”という表現は、機・労・材（損料等を含む）を全て含む費用である。
 なお、材料等を含まない場合や、含むかどうか特に紛らわしい場合には、その他欄においてその旨明示している。(下表の例では基礎材設置費には、砂利の材料費、施工費が含まれる。)
 - ② “〇〇設置費”という表現は、「設置費」「据付費」「布設費」等の表現があるが、「設置費」で統一している。
 - ③ “賃料等”という表現は、「賃料」「損料」あるいは「材料費」等の表現があるが、「賃料等」で統一している。
 - ④ 単価構成内容で示す費用は、標準的な構成であるが、示される費用のすべてを計上するというのではなく、選択して計上する場合もある。(下表の例ではコンクリート打設・養生費、型枠設置・撤去費を除いて計上する等)
 - ⑤ 構成単価欄で構成内容で“()”書きの項目については、契約数量とならない数量である。
 数量は明示しない。(例：(基面整正費)、(型枠設置・撤去費))

[工事工種体系構成表の例]

工種種別 (B1, B2レベル)	細別 (B3レベル)	規格	規格記入例	単位	構成単価 (C1レベル)	その他
側溝工						
	U型側溝	側溝規格	U300B	m	(基面整正費) 基礎材設置費、コンクリート打設・養生費 (型枠設置・撤去費) 側溝設置費、裏込材設置費、覆土費	

4. 工事工種体系構成表の活用にあたって

(1) 一つの工事区分には、標準的な工種で構成されているが、さらに必要な工種がある場合は、他の工事区分を参照する。

(2) 一つの細別に対して、必ずしも一つとは限らない。たとえばU型側溝において、300B と 450 の2種類の規格を用いる場合は、それぞれの規格ごとに記載する。

[設計書の例]

工種種別 (B1、B2レベル)	細別 (B3レベル)	名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
	U型側溝	U型側溝設置	300B	100	m			
	U型側溝	U型側溝設置	450	30	m			

(3) 1件の工事に複数の工種種別がある場合、たとえば橋梁の橋脚が2基ある場合は、それぞれの目的物ごとに補助文で表示する。

[設計書の例]

工種種別 (B1、B2レベル)	細別 (B3レベル)	名称	規格	数量	単位	単価	金額	摘要
橋脚工 P 1								
			
既製杭工								
	鋼管杭			1	式			
		鋼管杭	φ 600 L=8m	8	本			
				
橋脚工 P 2								
			
既製杭工								
	鋼管杭			1	式			
		鋼管杭	φ 600 L=8m	8	本			
				

[補助表現の例]

No. 1	SP○～× (L)	流用土	
No. 2	SP△～□ (R)	捨土	
第1号	右岸	新材使用	
第2号	左岸	有材使用	

5. 作業土工について

- (1) 目的物の施工に伴う床掘、埋戻し、基面整正である
- (2) これらの施工数量は受注者の任意なものであり、契約上対象とならない土工であるため、従来の土工と区別した。
- (3) 作業土工については、工事全体を一括して計上するのではなく、それぞれの目的物ごと（B2レベルごと）に計上する。

6. 作業残土処理について

- (1) 作業土工により発生する残土については、作業土工と同様に個々の目的物ごとに計上すると、目的物ごとに搬出、処理を規定することになり、受注者の任意性を阻害することになるため、工事全体の作業土工の残土の合計をもって作業残土処理工として土工の体系に属することとした。また、この作業残土処理工の数量は、契約数量となる。

7. 仮設物について

- (1) 目的物ごとにまとめるという概念から、一の構造物（工種・種別）に付随する仮設物は、該当する構造物ごとに計上する。
- (2) 工事全体、又は複数の構造物にかかわる仮設物は、全工種共通の仮設工に計上する。
- (3) 工事によって、上記（1）、（2）のどちらのケースにもなる仮設物については、次のとおりとする。（例 土留・締切り・雪寒施設）
 - 1) 一の構造物に付随する場合は、該当する構造物ごとに計上する。
 - 2) 複数の構造物にかかわる場合、または構造物ごとに分割することが煩雑になる場合は、全工種共通の仮設工に計上する

Ⅱ. 工事工種体系化構成表

1. ほ場整備工事	1. ほ場整備工事
2. 農用地・草地工事	2. 農用地・草地工事
3. 農道工事	3. 舗装工事
	4. 道路改良工事
4. 水路工事	5. 水路工事
5. 河川及び排水路工事	6. 排水路工事
	7. 河川工事
6. 管水路工事	8. 管水路工事
7. 畑かん施設工事	9. 畑かん施設工事
	10. 営農・飲雑用水施設工事
8. 海岸工事	11. 海岸保全工事
9. その他土木工事（1）	12. 橋梁下部工事
	13. コンクリート橋上部工事
10. その他土木工事（2）	14. 地すべり防止工事
11. 鋼橋製作・架設工事	15. 鋼橋上部工事
12. 全工種共通	16. 仮設工事
	17. 共通仮設費